

平成 3 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 水 産 省

# 平成 3 年 度

## 協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法(昭和 23 年法律第 165 号)第 22 条の規定に基づき、平成 3 年度における農業及び農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金(以下単に「交付金」という。)の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 40 条の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するために作成したものである。

### 目 次

	頁
第 1 平成 3 年度の予算 .....	(1)
第 2 平成 3 年度において実施された事業の概要 .....	(2)
1 普及職員の設置 .....	(2)
(1) 専門技術員 .....	(2)
(2) 改良普及員 .....	(4)
2 普及職員の活動 .....	(6)
(1) 専門技術員 .....	(6)
(2) 改良普及員 .....	(6)
3 農業改良普及所の運営 .....	(8)
(1) 指導用機材の整備 .....	(8)
(2) 情報システム等の整備 .....	(8)
(3) 巡回指導施設の整備 .....	(8)
(4) 農業改良普及推進協議会の開催 .....	(8)
(5) 産休改良普及員代替職員の設置 .....	(8)
(6) 普及活動推進協力員の設置 .....	(9)
4 改良普及員の研修 .....	(9)
(1) 都道府県において行った研修 .....	(9)
(2) 国において行った研修 .....	(10)

5 農村青少年の活動促進.....	(11)
(1) 農村青少年に対する研修.....	(11)
(2) 青年農業士の育成.....	(11)
(3) 指導農業士の活動の促進.....	(11)
(4) 指導職員の研修の実施.....	(11)
6 農民研修教育施設の設置及び運営.....	(11)
(1) 施設の運営.....	(12)
(2) 施設の整備.....	(12)
付 表 .....	(14)

## 第 1 平成 3 年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される 協同農業普及事業の内容は、同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように定められている。

- 一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- 二 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
- 三 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するために必要な農業又は農民生活の改善に関する研修教育を行うこと。
- 四 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと(前号の事業を除く)。
- 五 前 3 号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

平成 3 年度において定められた交付金の額は、32,750,441,000 円であり、その都道府県別の額は付表 1 のとおりである。

## 第 2 平成 3 年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業においては、最近の農業、農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、新技術の普及定着、地域農業の組織化等を通じて、生産性の向上、健全な農業経営の育成、農業者の生活の改善を積極的に図ることとし、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本とし、都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次のとおり実施した。

### 1 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

なお、普及職員の任用に当たっては、農業改良助長法第 14 条の 3 の規定に基づき一定の資格が必要とされており、この任用資格は、「農業改良助長法施行令」(昭和 27 年政令第 148 号) 第 2 条及び第 3 条において、資格試験に合格した者に与える方法と一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

#### (1) 専門技術員

##### ア 専門技術員の設置

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をするとともに改良普及員を指導する者(1号専門技術員)と、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、前記の専門の事項の総合並びに普及指導活動の技術及び方法について改良普及員を指導する者(2号専門技術員)との2種類に区分されている。

さらに、1号専門技術員は、農業関係として稲及び麦、果樹、乳牛及び肉用牛等14専門項目に、生活関係として労働衛生、食生活等4専門項目に区分されており、また、2号専門技術員は、農業関係として普及指導活動(農業)及び普及指導活動(青少年)の2専門項目に、生活関係として普及指導活動(農民生活)の専門項目に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、国の定める専門項目から選定し、有資格者の中から設置している。

平成3年度末における設置数は672人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は付表2のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は付表3のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(平成4年3月31日現在)

区分	専門項目	員数	区分	専門項目	員数	
一 号 専 門 技 術 員	稲及び小麦	33人	一 号 専 門 技 術 員	労働衛生	17人	
	野菜及びいも類	75		生活	26	
	果樹	59		居住環境	11	
	工芸作物及び雑穀	9		生活経営	21	
	花き	46		※被服	6	
	飼料作物及び草地改良	19		※食物	6	
	土壌及び肥料	41		※住居	3	
	病害虫	37		※家庭管理	2	
	乳牛及び肉用牛	20		小計	92	
	養豚	5		計	578	
	養鶏	6	二 号 専 門 技 術 員	農業関係	普及指導活動(農業)	37
	農畜産利用加工	0		普及指導活動(青少年)	25	
	農業機械	17		小計	62	
	農業経営	51		生活関係	普及指導活動(農民生活)	32
	※稲	21		計	94	
	※麦及び雑穀	10		合計	672	
	※工芸作物	8		うち農業関係	548	
	※畜産一般	19		生活関係	124	
	※乳牛	9				
	※家畜衛生	1				
小計	486					

注) ※の付してある専門項目の専門技術員は、昭和59年度における専門項目の再編以前に取得した資格で設置されているものである。

専門技術員の学歴別構成(平成4年3月31日現在)

区分	大学	短大			旧専実 科・技養	高校 (旧中・ 旧高女)	計	
		旧高専	短大	農講等				
農業関係	員数(人)	316	0	20	204	0	8	548
	比率(%)	57.7	0	3.6	37.2	0	1.5	100.0
生活関係	員数(人)	29	0	58	33	0	4	124
	比率(%)	23.4	0	46.8	26.6	0	3.2	100.0
合計	員数(人)	345	0	78	237	0	12	672
	比率(%)	51.3	0	11.6	35.3	0	1.8	100.0

注) 農講等……農業講習所、生活改良普及員養成施設、果樹・野菜・茶業試験場研修等  
技養……農会(農会)技術員養成所、米養士養成所、保健婦養成所等

専門技術員の年齢別構成(平成4年3月31日現在)

区分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56歳以上	計	
農業関係	員数(人)	4	47	191	188	110	58	548
	比率(%)	0.7	8.6	34.8	25.2	20.1	10.6	100.0
生活関係	員数(人)	0	7	32	43	25	17	124
	比率(%)	0	5.6	25.8	34.7	20.2	13.7	100.0
合計	員数(人)	4	54	223	181	135	75	672
	比率(%)	0.6	8.0	33.2	26.9	20.1	11.2	100.0

## イ 専門技術員の資格試験

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「専門技術員資格試験等に関する省令」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、平成3年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

区分	専門項目 稲及び 麦	野菜及 びいも 類	果 樹	工芸作 物及び 雑穀	花 き	飼料作物 及び草 地改 良	土壌及 び肥料	病害虫	乳牛及 び肉用 牛
受験者数(人)	82	109	73	19	69	15	33	48	46
合格者数(人)	19	18	18	4	17	3	7	11	11
合格率(%)	23.2	16.5	24.7	21.1	24.6	20.0	21.2	22.9	23.9

区分	専門項目 養 豚	養 鶏	農畜産 利用加 工	農業機 械	農業経 営	労働衛 生	食生活	居住環 境	生活経 営
受験者数(人)	6	1	3	13	58	31	41	32	44
合格者数(人)	1	0	1	2	7	7	3	8	5
合格率(%)	16.7	0	33.3	15.4	12.1	22.6	7.3	25.0	11.4

区分	専門項目 普及指 導活動 (農業)	普及指 導活動 (農 民生活)	普及指 導活動 (青 少年)	合 計
受験者数(人)	56	39	27	845
合格者数(人)	10	6	6	164
合格率(%)	17.9	15.4	22.2	19.4

## (2) 改良普及員

### ア 改良普及員の設置

改良普及員は、その大部分が農業改良普及所に所属し、直接農業者に接して農業又は農業者の生活の改善に関する普及指導活動を行っている。また、一部の改良普及員にあつては農民研修教育施設(県農業者大学校)に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行っている。

平成3年度末における設置数は10,459人であり、その学歴別、年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、改良普及員の都道府県別設置数は、付表2のとおりである。

改良普及員の学歴別構成(平成4年3月31日現在)

区 分	大 学	新 農 講	短 大			旧 専 実 高 校 科 技 養 (旧中・ 旧高女)	計		
			旧 高 専	短 大	農 講 等				
農 関 業 係	員 数(人) 比 率(%)	4,991 57.2	82 0.9	0 0	417 4.8	2,909 33.3	22 0.3	305 3.5	8,726 100.0
生 関 活 係	員 数(人) 比 率(%)	440 25.4	3 0.2	1 0.1	873 50.4	349 20.1	18 1.0	49 2.8	1,733 100.0
合 計	員 数(人) 比 率(%)	5,431 51.9	85 0.8	1 0.0	1,290 12.3	3,258 31.2	40 0.4	354 3.4	10,459 100.0

注) 新農講……短大卒又は同等の学力のある者を入学資格とする2年課程の農業講習所  
 農講等……農業講習所、生活改良普及員養成施設、農民研修教育施設、果樹・野菜・茶業試験場  
 研修等  
 技 養……農業会(農会)技術員養成所、栄養士養成所、保健婦養成所等

改良普及員の年齢別構成(平成4年3月31日現在)

区 分	25歳 以下	26~ 30歳	31~ 35歳	36~ 40歳	41~ 45歳	46~ 50歳	51~ 55歳	56 歳 以 上	計	
										農 関 業 係
生 関 活 係	員 数(人) 比 率(%)	86 5.0	178 10.3	216 12.5	211 12.2	330 19.0	304 17.5	279 16.1	129 7.4	1,733 100.0
合 計	員 数(人) 比 率(%)	1,000 9.6	2,176 20.7	1,377 13.2	963 9.2	1,222 11.7	1,111 10.6	1,369 13.1	1,241 11.9	10,459 100.0

イ 改良普及員の資格試験

改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため、農林水産省において条例準則を示している。

平成3年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

区 分	学 歴		大 学	新 農 講	短 大	農 講 等	高 校	計
	受 験 者 数(人)	合 格 者 数(人)						
農 業 関 係	受 験 者 数(人)		1,609	221	28	59	37	1,954
	合 格 者 数(人)		1,243	161	24	44	29	1,501
	合 格 率(%)		77.3	72.9	85.7	74.6	78.4	76.8
生 活 関 係	受 験 者 数(人)		304	10	7	8	2	331
	合 格 者 数(人)		244	8	6	5	1	264
	合 格 率(%)		80.3	80.0	85.7	62.5	50.0	79.3
合 計	受 験 者 数(人)		1,913	231	35	67	39	2,285
	合 格 者 数(人)		1,487	169	30	49	30	1,765
	合 格 率(%)		77.7	73.2	85.7	73.1	76.9	77.2



## 2 普及職員の活動

### (1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員の活動に対する指導援助、専門の事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連携等多岐にわたっている。

#### ア 現地指導の実施

各都道府県内の農業改良普及所、普及指導現場等を巡回し、改良普及員の指導等を行った。

#### イ 調査研究の実施

改良普及員に対する指導の充実を図るため、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題の解決方法等について、農家のほ場等において実証調査等を行うとともに、地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適應した生活技術について、その適用方法、適用対象、効果等の確認及び実証展示のための実験研究を行った。

平成3年度に実施した調査研究等の内容別課題数は、次表のとおりである。

調査研究等の内容別課題数

内 容		課題数	内 容		課題数	
個別対応	農業関係	種畜生産	個別対応	普及指導活動	14	
		農業経営		小計	56	
		普及指導活動		計	367	
	小計		311	プロジェク ト対応	農業関係	101
	生活関係	労働衛生	11		生活関係	8
		食生活	12		計	109
居住環境		9	合計	476		
生活	10					

#### ウ 指導用機具・資材の整備

専門技術員が調査研究又は改良普及員の指導を円滑に行うため、デジタル照度計、紫外線強度計、顕微鏡カラーモニター、フリッカー値測定器、パソコン等の分析・診断機具、資材等を16道府県において整備した。

また、農業振興上重要な地域であって専門技術員の現地指導活動を強化することが必要な地域が、都道府県の中心的な試験研究機関その他専門技術員の中心的な配置場所から遠距離にある等の場合には、当該地域に所在する試験研究機関等に地方専技室を設置している。

### (2) 改良普及員

#### ア 活動体制

改良普及員の活動については、農業改良普及所を拠点として、巡回指導、実証圃の設置、

実証モデル農家の設定、情報資料の提供等により、直接農業者に接して農業及び農業者の生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行っている。

改良普及員の活動体制は、農業関係及び生活関係の改良普及員相互の密接な連携の下に、高度かつ総合的な普及指導活動を計画的に行うため、管轄区域内の農業及び農村の実態に即して、農業改良普及所の総合指導力が発揮されるような活動体制となっている。

すなわち、①管轄区域をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとに改良普及員からなるチームを編成して普及指導活動を行う活動方式、②改良普及員が専門部門ごとに必要に応じていくつかのチームを編成し、管轄区域全体を対象として普及指導活動を行う活動方式、③上記①及び②を併用した活動方式のいずれかのうち、管轄区域内の農業及び農村の実態に即した適切な活動方式を定めるとともに、チームの普及指導活動を総括する改良普及員をおき、チーム内の改良普及員相互の協調を図りながら、常時、地域の農業者に密着した活動を行っている。また、市町村等に対する窓口的な役割を果たす改良普及員をおき、市町村等における普及事業と関連の強い重要施策や普及指導活動に対する具体的要請の把握を行う等市町村及び関係機関、団体と密接な連携を図りながら地域に密着した活動を行っている。

普及指導活動の方法としては、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い地域、集団又は個別農業者を重点指導対象として設定し、重点指導対象に対する普及指導活動の成果を管轄区域内に波及させることにより、効果的かつ効率的な普及指導活動を行っている。

また、普及指導活動を体系的、継続的に行い、その効果を高めるため、普及指導計画を樹立し、これに即した活動を行っている。普及指導計画は、基本計画と年度計画とからなっている。基本計画は、①長期視点に立って普及指導の方向を明らかにすること、②重点指導対象を設定すること等を目的とするおおむね5年間の計画であり、年度計画は、基本計画に即して各年度の具体的な活動の進め方を定めている。特に、重点指導対象を中心に、計画の樹立、実施、評価、計画の変更等の手続を常時繰り返して、普及指導の深化を図っている。

#### イ 活 動 内 容

改良普及員の活動内容は、農業者、農業者の集団及び生活改善実行グループ等に直接接して行う現地活動を基本に、これに指導準備及び市町村、農協等関係機関・団体との連携を含めた現地活動に係る時間が大部分を占めており、その他、所内運営のための打ち合せ・会議・事務等及び研修となっている。

また、改良普及員の主な現地活動の内容は、農業関係では、「地域の条件を生かした高度・総合技術に関する指導」、「生産性向上のための地域農業振興の方向づけに関する指導」及び「需要の動向に即応した合理的な産地形成に関する指導」等であり、生活関係では、「農村における婦人・高齢者の活動促進に関する指導」、「家族の健康の維持・増進に関する指導」、「労働の適正化・効率化に関する指導」等となっている。

### 3 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡の緊密化等を目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によって定められている。平成3年度末で604の農業改良普及所が設けられており、都道府県別の農業改良普及所数は、付表2のとおりである。

平成3年度においては、農業改良普及所を拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、巡回指導施設、指導用機材及び情報資料の整備等を行った。

#### (1) 指導用機材の整備

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農家に対する情報資料の提供に必要な機材、実習指導用器材等を農業改良普及所に整備した。

整備を行った主要な機材は、次のとおりである。

区 分	種 類
分 析 ・ 診 断 機 材	自記温湿度計、糖度計、葉緑素計、PHメーター、ECメーター、実体顕微鏡、果実硬度計、純水採取装置等
視 聴 覚 機 材	ビデオカメラ、ビデオデッキ、スライド映写機、カメラ等
情 報 処 理 ・ 提 供 機 材	パーソナルコンピュータ、モデム、ファクシミリ、印刷機等
生 活 関 係 機 材	デジタル心拍計、騒音計、カロリーカウンター等

#### (2) 情報システム等の整備

普及指導活動を効率的に行うため、普及情報のシステム化の一環として農家、集団、青少年及び技術、経営等に関する情報をカード等により整備した。

#### (3) 巡回指導施設の整備

効率的、機動的な普及指導活動を行うため、農業改良普及所に巡回指導施設として車両を423台整備した。

#### (4) 農業改良普及推進協議会の開催

普及指導活動の効果的な推進を図るため、農業改良普及所又は市町村を単位として農業者及び市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員を構成員とする農業改良普及推進協議会を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行った。

#### (5) 産休改良普及員代替職員の設置

普及指導活動の円滑な維持推進を図るため、任用資格を有する者を改良普及員の産前産後の休暇中その普及指導活動を代替して行う産休改良普及員代替職員として77人設置した。

#### (6) 普及活動推進協力員の設置

普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、改良普及員に協力して、普及指導活動に関する課題を収集し、若しくは地域の技術及び知識の周辺農家への情報提供及び助言又は特殊な専門事項についての指導等を行う者を普及活動推進協力員として設置した。

#### 4 改良普及員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化、農家生活の多様化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員としての職務、経験年数及び経過過程に応じた指導能力の習得並びに改良普及員が当面する具体的問題点を解決するための知識及び技術の習得のため、平成3年度には次のような研修を実施した。

##### (1) 都道府県において行った研修

###### ア 普及所段階

###### (ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、普及指導活動に対する基礎指導力を早期に確立させるため、指導助言を行う普及員（トレーナー）を明確にし、農家体験研修及び現地課題実証研修を中心に実施した。

###### (イ) 現地課題解決研修

経験年数おおむね10年までの改良普及員に対して、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修を、日常の業務を通じて実施した。

###### (ロ) 自己能力開発研修

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な新しい技術・知識を習得し、自己能力を開発、向上するため、グループ学習や課題解決研修等を行った。

###### イ 県段階

###### (ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、普及事業の概要、普及指導方法、技術課題、各県の農政課題等に関する集合研修を実施するとともに、実践的な指導力を養成するため、県農業者大学校、試験場等における研修を実施した。

###### (イ) 技術強化研修

経験年数おおむね4年以上の改良普及員に対して、高度・先進的技術、各県固有技術等の専門技術の強化のための研修、経営、流通、情報等に関する研修を実施した。

###### (ロ) 総合課題解決研修

経験年数おおむね10年以上の改良普及員に対して、地域農業の組織化、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題を解決させるための研修を実施した。

###### (ハ) 企画・管理研修

経験年数おおむね15～20年以上の改良普及員に対して、改良普及員の組織的な活動強化、効果的な研修の実施、普及所と他機関との連携強化等、普及所における普及指導活動

の企画・管理上の諸問題を解決させるための集合研修を実施した。

(4) 留学派遣研修

経験年数4年以上の改良普及員に対して、研修目標を達成する上で必要となる先進的な技術・知識、普及指導方法等を習得させるために、大学、試験場等への留学研修を実施した。

(2) 国において行った研修

ア 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、農政の基本的な推進方向、普及事業の基本的な推進方向、普及指導活動の進め方等に関する基礎知識及び技術を習得させるため、4日間ないし9日間の研修を実施した。

イ 農政課題研修

農業関係の改良普及員に対して、当面する農政の重要課題である国際化時代に対応した普及指導活動を進めるため、低コスト土地利用型農業及び高付加価値型農業の推進に関する知識及び技術を習得させるため各々5日間の研修を実施した。

ウ 技術研修

(ア) 生活関係の改良普及員に対して、普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与するため、農業労働及び農家経営部門について各々12日間の研修を実施した。

(イ) 漁家担当者研修

主として漁家を担当する生活関係の改良普及員に対して、漁家の生活に関わる技術並びに漁家に対する普及指導活動に関する基礎的知識及び技術を習得させるため、5日間の研修を実施した。

(ウ) 生活リーダー研修

生活関係の普及活動のリーダー的役割を担っている改良普及員に対して、新たな普及活動の展開に必要な知識・技術とリーダーとしての役割、任務内容を習得させるため、5日間の研修を実施した。

(エ) 活動効率化研修

生活関係の改良普及員に対して、ブロック内に共通する当面の生活関係課題の解決を図り、生活関係の改良普及員の相互の活動事例交換、情報交換を通じて普及指導活動の方法及び生活技術を習得させるため、3日間ないし4日間の研修を実施した。

エ 所長研修

新任の農業改良普及所長に対して、普及所長としての指導能力の向上を図るため、当面の農政の重要課題、農業改良普及所における組織運営、組織的な普及指導活動の推進方法等に関する知識を習得させるため、5日間の研修を実施した。

## 5 農村青少年の活動促進

農村青少年の活動促進については、日常の普及指導活動に加え、農村青少年に対する研修、青年農業士及び指導農業士の認定とその活動の助長等を行うことを通じ、優れた農業後継者の育成を図った。

### (1) 農村青少年に対する研修

農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営技術を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。

平成3年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

#### ア 緑の学園の開催

高等学校在校生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農民研修教育施設(県農業者大学校)等で農業に関する実務実習、研修会等を43道府県で実施した。

#### イ 講座制研修

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら3か年にわたり段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を農業改良普及所と農民研修教育施設(県農業者大学校)等との緊密な連携のもとに47都道府県において実施した。

### (2) 青年農業士の育成

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農民としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、39道府県において優れた農業青年を「青年農業士」として認定し(平成3年度末認定者数10,394人)、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

### (3) 指導農業士の活動の促進

42道府県において、現に優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者を「指導農業士」として認定するとともに(平成3年度末認定者数6,279人)、この者による情報交換、研究活動等の自主的な組織活動及び農村青少年の指導を促進した。

### (4) 指導職員の研修の実施

農業後継者たる農村青少年の研修教育に当たっている農民研修教育施設(県農業者大学校)の指導職員の指導能力の向上に資するため、新任者研修、教務担当者研修等の職務研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修を実施し、合計545人が受講した。

## 6 農民研修教育施設の設置及び運営

農業後継者たる農村青少年等に対して、農業技術の高度化、経営の専門化等の動向に対応できる高度の技術能力及び経営管理能力並びに近代的農家生活を営むのに必要な家庭運営能力を習得

させるとともに、これらの者が幅広い視野を備えた農業者として流動的な社会経済情勢に対処し得るようになるための研修教育を行うことにより、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者等を育成することを目的として、41道府県に農民研修教育施設（県農業者大学校）が設置されている。

#### (1) 施設の運営

農民研修教育施設においては、長期の研修教育を行うための養成部門を置くとともに、県の農業及び農村の実情に応じて、35校に短期の研修を行う研修部門を置いている。

養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者として必要な技術及び知識を計画的、実践的に習得させ、研修部門においては、地域リーダー、就農青少年等に対し、農業又は農家生活に関する知識及び技術を習得させた。

#### (2) 施設の整備

平成3年度においては、36道府県において、研修教育に必要な生産実習施設、教室、実験室等の教育施設、宿泊施設等を計画的に整備した。

